

□ 障害者差別解消法改正！(R6.4.1施行) □

# 事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました



障がいのある方から「社会的バリア」を取り除くための  
申し出があった際は、合理的配慮を提供しましょう！

障がいのある方に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」は**義務**です！

## 差別的取扱いの禁止とは

正当な理由なく、障がい者を障がい者でない者より不利に扱うこと。

### 例

- ・飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に入店を断る。
- ・障がいがあることを理由にアパートの契約を断る。 など

## 合理的配慮の提供とは

事業者に、障がいのある方から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応が求められた時に、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

### 例

視覚障がいのある方に書類などの内容を読み上げながら説明する。 など

いわき市公式ホームページはこちら！→



『令和6年4月1日から事業者による合理的配慮の提供が義務化されました！』



いわき市保健福祉部障がい福祉課  
〒970-8686 いわき市平字梅本21  
電話：0246-22-7485